

青森県報

第二千五百七十五号

平成十八年
一月十日
(火曜日)

目次

告示

公共測量の終了.....(監理課).....一

公告

開発行為に関する工事の完了.....(建築住宅課).....一
建設業者の許可の取消し.....(青森県土整備事務所).....一

右 同.....(八戸県土整備事務所).....二
右 同.....(同).....二
右 同.....(同).....二
右 同.....(十和田県土整備事務所).....三

告示

青森県告示第六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年一月十日

青森県知事 三村 申吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量(鉄道計画の基準点測量他)

三 測量の期間

平成十七年六月二十三日から同年十一月二十二日まで

四 測量の地域

青森市
東津軽郡蓬田村、外ヶ浜町

公告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年一月十日

青森県知事 三村 申吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名(名称)
三戸郡五戸町大字切谷内字堤頭四一の 一一及び四一の一三	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の 六二二 東北三吉工業株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月十日

青森県知事 三村 申吾

一 商号又は名称 株式会社匠住研
 二 代表者の氏名 鳴海 郁子
 三 主たる営業所の所在地 青森市本町五丁目七の二一
 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一六一六四号
 五 取消年月日 平成十七年十二月十四日
 六 取消しに係る建設業の許可
 建築工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成十七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十八年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エム・ワイ・ジー
 二 代表者の氏名 守田 晴夫
 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字小田上四の八
 四 許可番号 青森県知事許可(般・一五)第一六六三九号
 五 取消年月日 平成十七年十二月十三日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成十七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十八年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社諏訪内工務店
 二 代表者の氏名 諏訪内 繁
 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字船場平一の二
 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一〇五〇号
 五 取消年月日 平成十七年十二月十四日
 六 取消しに係る建設業の許可
 大工、内装仕上、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十八年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ヒゲチ
 二 代表者の氏名 樋口 宜久
 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一三の一四
 四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第一五二七九号
 五 取消年月日 平成十七年十二月十五日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、石、屋根、管、ほ装、しゅんせつ、板金、塗装、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実

平成十七年十二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社坂田組
- 二 代表者の氏名 越後 久
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字東上川原二〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（特・一四）第一五四四号
- 五 取消年月日 平成十七年十二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、左官、とび・土工、屋根、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、防水、内装仕上、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年七月十五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭